

1 事業の目的

災害時において、災害対策本部（行政機関）からの要請に基づき、福祉避難所に対し、北海道社会福祉協議会会員施設（以下「会員施設」という。）から必要な人材を派遣するとともに、福祉避難所に避難している要援護者の移送・受入を行う。

また、施設の被災状況を把握し、入所者に対する避難等の支援を行うとともに、生活物資等の提供や支援職員の派遣を行う。

2 実施主体

北海道社会福祉協議会及び本事業に参加する社会福祉法人、施設（以下、「参加法人・施設」という。）が行うこととする。

3 事業内容

（1）入所者・要援護者等支援センターの設置

北海道社会福祉協議会が現地の被災状況を確認し、入所者・要援護者等支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、必要な人員、設備を整備する。なお、人員体制は、被災施設の各種別協議会を中心にして、派遣調整を行い、整備する。

支援センターは、災害対策本部及び災害ボランティアセンターと連携しながら次の調整業務を行う。

- ① 福祉避難所等に避難している重度の障がいがある避難者の施設への移送・受入
- ② 福祉避難所等への必要な職員の派遣
- ③ 被災施設入所者の他施設への移送・受入
- ④ 被災施設への支援職員の派遣
- ⑤ 被災施設への生活物資等の提供
- ⑥ ボランティアの派遣要請
- ⑦ 必要な機材の整備

（2）福祉避難所に対する支援

- ① 福祉避難所等に避難している重度の障がいがある避難者の施設への移送・受入

災害対策本部から福祉避難所等に避難している重度の障がいがある避難者の施設への移送・受入の要請があった場合には、支援センターが会員施設に対し、移送・入所の依頼を行い、その確保を行う。

- ② 福祉避難所等への必要な職員の派遣

福祉避難所等への必要な職員の派遣については、北海道との「北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定」を優先させ、次の支援を行う。

災害対策本部から福祉避難所等に必要の人材の派遣についての要請があった場合には、支援センターが会員施設に対し、職員の派遣依頼を行い、支援職員の派遣調整を行う。

（3）被災施設への支援

被災施設への支援については、北海道と各種別協議会とが締結した、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に定める支援を優先させ、次の支援を行う。

① 被災施設入所者の他施設への移送・受入

被災施設から、入所者の避難要請があった場合には、支援センターが会員施設に対し、移送・入所の依頼を行い、その確保を行う。

② 被災施設への支援職員の派遣

被災施設から、支援職員の派遣要請があった場合には、支援センターが会員施設に対し、職員の派遣依頼を行い、支援職員の派遣調整を行う。

③ 被災施設への生活物資等の確保

被災施設から、生活物資等の提供について要請があった場合には、支援センターが生活物資等の確保について、会員施設等の協力を得て対応する。

(4) ボランティアの派遣要請

被災施設の災害復旧に係るボランティアの要請が必要な場合には、支援センターが災害ボランティアセンターに派遣要請を行い、ボランティアの受入対応を行う。

(5) 必要な機材の整備

被災施設の災害復旧作業に要する資材の調達については、支援センターが関係機関、団体と調整するなどして確保する。

(6) 会議・研修等の実施

災害時において、迅速に各種支援が行うことができるよう、平常時から会議、研修を行う。

4 費用負担について

支援活動に係る費用を次により負担することとし、「社会福祉法人・施設協働による災害対策基金（以下「基金」という）」を造成する。

(1) 職員の派遣に対する費用

① 職員に対する手当

北海道社会福祉協議会旅費規程に基づく旅費

② 施設に対する手当

職員の人件費負担見合 1 時間 1,300 円（職員の不在期間中の実働超勤時間に限る。）

(2) 入所者等の移送にかかる費用

① 職員に対する手当

北海道社会福祉協議会旅費規程に基づく旅費

② 施設に対する手当

移送車輛に係る経費として実費相当額（ガソリン代、車輛借上に係る経費）

(3) 生活物資等の提供に係る費用

実費相当額

(4) 復旧に向けた資材確保に関する費用

実費相当額

(5) 災害対策への啓蒙、会議・研修等の実施に係る費用

北海道社会福祉協議会の各種規定に基づき事業に必要な額

(6) 事業実施等に係る事務局経費

事業実施、基金の管理に係る事務費

(7) 基金の造成

本事業は、参加法人・施設ならびに北海道社会福祉法人経営者協議会及び社会福祉施設部会の拠

出金（以下「拠出金」という）により実施するものとする。

参加法人・施設の拠出金は次のとおりとし、道社協が別途請求する。

なお、次のうち、ア) とイ) を重複して加入している参加法人は、ア) とイ) どちらの区分でも参加できるものとし、ア) の区分で拠出金を負担した場合はイ) の負担は求めない。

拠出金は本事業維持に係る相応の額とし、別に決定する。

また、本事業に係る予算は一会計年度（4月から3月）毎で決算するものとし、残額が生じた場合は次期会計年度に繰り越すものとする。

①会員からの拠出

ア) 社会福祉法人経営者協議会

※1 法人の施設数は、各種別協議会会員対象施設数をもって算定する。

- ・ 1 法人 1 施設 20,000 円
- ・ 1 法人 2～4 施設 50,000 円
- ・ 1 法人 5～9 施設 100,000 円
- ・ 1 法人 10 施設以上 150,000 円

イ) 各種別協議会

- ・ 入所施設 20,000 円
- ・ 通所施設 10,000 円

②基金造成時期

平成30年度において、上記（7）により基金を造成し、その後は必要となった都度造成する。

5 参加方法

参加申し込みについては、申請様式を記入の上、事務局へ提出する。

附 則

この要綱は、平成30年5月23日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月11日より施行する。

災害時における社会福祉法人・施設協働による入所・要支援者等支援事業

